

お客様各位

株式会社 東洋  
TEL : 075-501-6616

## 電子申告 R4 Ver.19.21（法人税 e6、内訳 e11、消費税 e1、申請 e4）の予定

2020年3月の電子申告 R4、および各種電子申告更新用プログラムのバージョンアップについてご連絡いたします。

### 1. 発行プログラム

#### ■電子申告 R4

システム名	バージョン
電子申告 R4	19.21

※ ライセンスは前回バージョンから変更ありません。19.2用のライセンスが必要です。  
※ E i ボード Ver.19.20以上の環境が必要です。（前回バージョンから変更なし）

#### ■電子申告更新用

システム名	バージョン	更新の対象
法人税 R4 R01 電子申告更新用プログラム	e6	19.30以降
内訳・概況書 R4 電子申告更新用プログラム	e11	20.10以降 ※
消費税 R4 電子申告更新用プログラム	e1	20.10以降 ※
申請・届出書 R4 電子申告更新用プログラム	e4	19.21以降 ※

※ 内訳・概況書 R4 Ver.20.10、消費税 R4 Ver.20.10、申請・届出書 R4 Ver.19.21は、同日（3/23）ダウンロード公開です。

### 2. 日程（予定）

2020年3月23日（月）

※ダウンロードマネージャー、マイページ共通の日程です。

### 3. システムの対応内容（予定）

以下の対応を予定しています。

#### 3-1. 消費税 R4 の電子申告対応【消費税、電子申告】

消費税 R4 で作成した消費税申告書等を電子申告 R4 に取り込んで電子申告できるようにします。

#### 3-2. 会社事業概況書の電子申告に対応【内訳書、電子申告】

会社事業概況書の電子申告に対応します。

### 3-3. 法人地方税 外形標準課税関係帳票の最大明細行の拡張【法人税】

下表の外形標準課税関係帳票について、電子申告できる最大明細行が大幅に拡張されます。

帳票名と項目名	eLTAX の受付可能明細行数		(参考) 法人税 R4 の 最大明細行数
	(変更前)	(変更後)	
第 6 号様式 5 の 2 の 4 特定子会社の株式等に係る控除額に関する計算書 ・特定子会社の明細	15	→ 1,000	300
第 6 号様式 5 の 3 報酬給与額に関する明細書 ・役員又は使用人に対する給与	10	→ 2,000	2,000
第 6 号様式 5 の 3 の 2 労働者派遣等に関する明細書 ・労働者派遣等を受けた法人、労働者派遣等をした法人	10	→ 2,000	2,000
第 6 号様式 5 の 4 純支払利子に関する明細書 ・支払利子、受取利子	10	→ 1,000	300
第 6 号様式 5 の 5 純支払賃借料に関する明細書 ・支払賃借料、受取賃借料	10	→ 1,000	300

### 3-4. e-Tax による申告の特例に係る届出書等の電子申告に対応【申請届出、電子申告】

以下の帳票の電子申告に対応します。

- ・e-Tax による申告の特例に係る届出書
- ・所得税及び復興特別所得税の更正の請求書(令和 1 年分以降)

### 3-5. 対応電子証明書の追加【電子申告】

システムで使用可能な電子証明書の種類を追加します。

株式会社帝国データバンク	<a href="#">TDB 電子認証サービス TypeA</a>
日本電子認証株式会社	<a href="#">AOSign サービス、法人認証カード</a>
株式会社エヌ・ティ・ティネオメイト	<a href="#">e-Probatio PS2 サービス</a> ※カード裏面に★印表記のあるカード(=2020年1月以降に発行されたカード)のみが対象
セコムトラストシステムズ株式会社	<a href="#">SECOM Passport for G-ID</a>

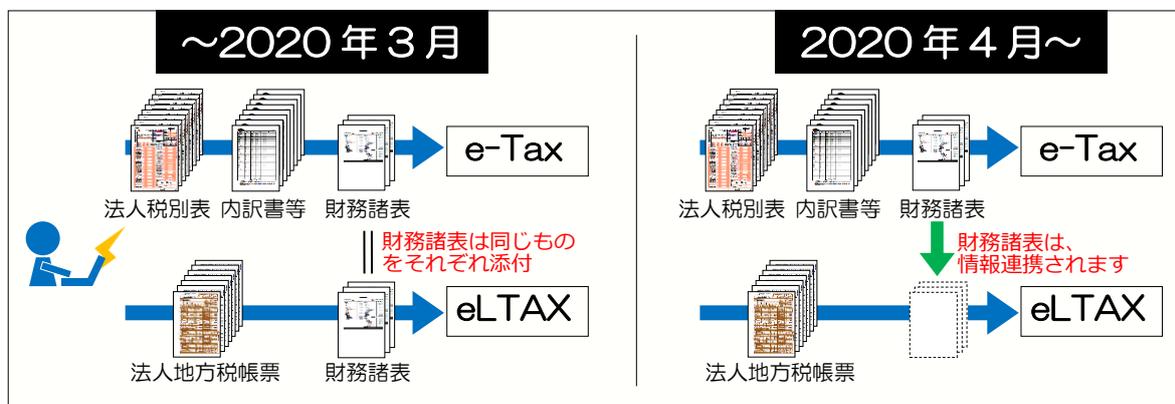
### 3-6. [署名] ボタンの統合【電子申告】

[04.署名・送信] 画面の [税理士署名]、[納税者署名] ボタンを統合し、[署名] ボタンにします。

## 4. 財務諸表の一元化について

2020年4月から財務諸表の提出の一元化が始まります。

財務諸表の一元化とは、外形標準課税対象法人等（＝財務諸表の提出が必要）が法人税の申告の際に財務諸表を電子申告により提出している場合には、国税当局・地方税公共団体が情報連携を行うことにより、法人事業税の申告時に財務諸表の提出を不要とする制度です。



### ■システムの対応内容 基本情報メンテナンス画面の変更

連携をスムーズに行うことを目的として、法人税の申告を行う際も eLTAX の利用者 ID を送るようになります。

電子申告 R4 でも、法人税申告データの基本情報入力画面に「地方税利用者 ID」欄を追加し、納税者に登録されている地方税利用者 ID を自動的に登録・表示されるようにします。

### ■対応背景

国税の暗証番号は3年の有効期限があります。

2018年までは有効期限が到来した場合、暗証番号を変更しないとログイン後の処理を行うことができませんでした。（電子申告 R4 の動作はこの時の国税仕様を踏襲していました。）

2019年に暗証番号の有効期限について緩和され、3年の有効期限があるものの、変更せずに延長（3年の延長）ができるようになりました。

▼e-Tax ホームページより転載

[平成31年1月4日から開始するe-Taxの主な利便性向上施策等について（平成31年1月4日）](#)

#### 4 e-Taxの暗証番号変更の任意化

e-Taxの暗証番号を3年間変更していない利用者は、暗証番号の変更が必須となっていました。任意としました。

#### ■画面遷移（対応前と対応後）

暗証番号の有効期限が切れているときに受付結果受信を実行した場合の画面遷移です。

The image illustrates the screen transition process for e-Tax password change when the validity period has expired. The sequence is as follows:

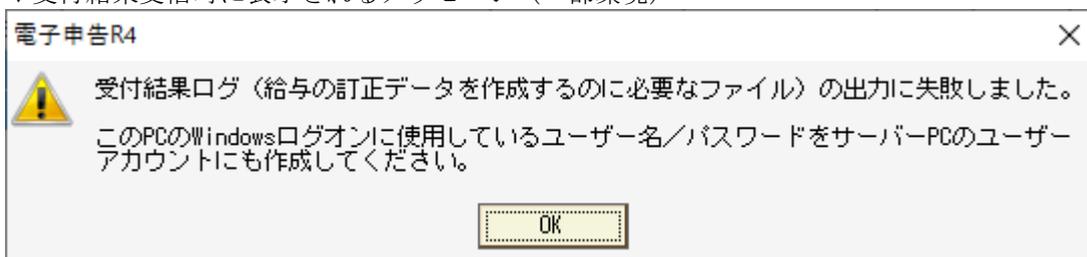
- Message List:** The user clicks "受信(F2)..." (Receive) in the message list.
- Connection Selection:** A dialog box titled "接続先選択" (Select Connection Destination) appears, with "国税受付システム" (National Tax Reception System) selected.
- Login:** A dialog box titled "国税受付システム - ログイン" (National Tax Reception System - Login) appears, requiring user name, ID, and password.
- Password Change:** A dialog box titled "暗証番号登録・変更" (Password Registration/Change) appears. A warning message states: "19.20からは表示されなくなります" (Will not be displayed from 19.20). Another message says: "電子申告R4 暗証番号が仮または有効期限切れです。" (Electronic Declaration R4: Password is temporary or validity period has expired). A note explains: "Ver.19.15までは、暗証番号変更の画面に自動遷移し、暗証番号の変更を行わないと、継続して処理を行うことができませんでした。" (Until Ver.19.15, automatic transition to the password change screen occurred, and processing could not continue without changing the password).
- Message Reception:** A dialog box titled "メッセージ受信" (Message Reception) appears, showing a progress bar at 80% and the text "国税メッセージ受信中..." (Receiving National Tax message...). A note states: "19.20では暗証番号の有効期限が切れていても、受付結果受信 (=ログインして行おうとした処理) を行います。" (In 19.20, even if the password validity period has expired, we will perform reception of the reception result (=login and attempt to perform processing)).

以上、よろしくお願いいたします。

### 3-3. 受付結果受信 受付結果ログの保存方法の変更

受付結果受信時に以下のメッセージが表示される、という問い合わせを何件かいただいています。

▼受付結果受信時に表示されるメッセージ（一部環境）



※スタンドアローン環境で発生することはありません。

対処方法として FAQ も登録しています（[こちら](#)）が、リンク先の対処方法を行ってもなお改善しない環境があることがわかりましたので、システムでの処理方法を変更することによりこのメッセージが表示されることがないようにしました。

#### ■このメッセージが表示された場合の影響（Ver.19.20 リリースまで）

電子申告 R4 では、受付結果の受信時に「¥¥(サーバーPC)¥R4\_Share\$¥NTLT\_Rcv.log」のファイルを更新していますが、このファイルの更新に失敗した場合に上記メッセージが表示されます。FAQ にも記載していますが、影響は以下のとおりです。

- ・このファイルの更新に失敗しているだけで、受付結果受信は正常に終了しています。
- ・このファイルは給与システムが訂正データを作成する際に参照するものであるため、今後給与の訂正データを作成する際に影響が出ます。（訂正データが作れず、新規作成になってしまう。）給与の訂正データ以外の出力や所得税などの他税目のデータ作成は問題なく行えます。

#### ■19.20 リリースまでの対処方法（[FAQ](#) で改善しない場合）

上記ファイルは「納税者データのリストア」処理でも更新しているため、以下の方法をとることによって NTLT\_Rcv.log ファイルが最新化され、給与の訂正データの作成ができるようになります。

- ① 上記ファイル（¥¥(サーバーPC)¥R4\_Share\$¥NTLT\_Rcv.log）をリネームする
- ② 納税者データのバックアップを行う（どのデータでも構いません。）
- ③ ②のデータをリストアする

このメッセージが表示され、FAQ の対処方法でも改善されず、Ver.19.20 のリリースまでに給与の訂正データを作成する必要がある場合は、上記①～③を実施した後、給与システムからの訂正データ取り込みを行うようにしてください。

以上、よろしくお願いいたします。